

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金

平成25年度改正

障害者雇用の経験のない中小企業が、初めて障害者を雇用する場合、受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 企業規模が中小企業である会社
- ☑ 雇用する常用労働者数が**50~300人の会社**
- ☑ 「ハローワークの紹介」により、障害者1人以上を雇用する会社
- ☑ 勤務時間が週20時間以上の障害者を雇用する会社
- ☑ 雇用した障害者が雇入れ後6カ月経過前に離職していない会社
- ☑ 採用日前後6ヶ月間会社都合により離職させていない会社
- ☑ **初めて障害者を雇用**した日から起算して3か月後の日までの間に法定雇用障害者数以上の障害者を一般被保険者として雇い入れた場合

何人雇うといいの？ 【企業規模別法定雇用障害者数】

常用労働者数	対象労働者数	常用労働者数	対象労働者数
50~100人未満	1人	200~250人未満	4人
100~150人未満	2人	250~300人未満	5人
150~200人未満	3人	300人	6人

助成額

6ヶ月在籍していると **120万円**

障害者の雇用は最近のキーワードです



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。